

令和6年度第1回鎌倉市児童福祉審議会 議事録

令和7年2月3日（月）14時00分開会 15時40分散会（会議時間1時間40分）

◎こども支援課担当課長 定刻になりましたので、ただいまから令和6年度第1回鎌倉市児童福祉審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中お集まりをいただき、誠にありがとうございます。

また、当審議会委員をお引き受けくださり、誠にありがとうございました。

本日は、令和6年度第1回目の会議となります。後程委員長と副委員長の選出をお願いいたしますが、選出までの議事進行を務めさせていただきます、こどもみらい部次長を兼ねましてこども支援課担当課長の高木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、皆様の委員委嘱の辞令につきましては、お手元に配付させていただいております。お名前をご確認いただき、お納めくださいますようお願いいたします。

会議開催に先立ちまして、こどもみらい部長の廣川よりご挨拶申し上げます。

◎こどもみらい部長 皆様、こんにちは。こどもみらい部長の廣川です。

本日はご多忙の中鎌倉市児童福祉審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。会議の開催にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、委員の就任にご快諾をいただき、ありがとうございました。また、平素から本市市政の推進につきまして、ご支援とご協力をいただいていることに、心から感謝を申し上げます。

昨今、子どもや子育て世帯を取り巻く環境が、大きく変化しつつあります。「こども基本法」が施行され、これに基づき「こども大綱」が策定されたことで、すべての子どもが健やかに成長し、安心して暮らせる社会を目指し、国や自治体だけでなく、企業や地域社会も一体となって、子どもの権利保障や福祉の向上に取り組むことが求められています。

こども基本法やこども大綱では、子どもにとって最もよいことが優先して考えられ、子ども自身が主体的に意見を述べ、生きる力を育むことを重要な柱としています。

本市においても、地域の特性や市民のニーズに応じた支援策を積極的に推進していく必要があると考えとともに、子どもが健やかに育つための環境や、安心して出産していただけるための環境を整備することも大きな役割の一つであると認識をしています。

今回の会議を含め、令和6年度の児童福祉審議会は2回開催し、家庭的保育事業及び小規模保育事業の設置認可に係る事項についてご意見を頂戴する予定です。

本市の子育て環境を整備するためには重要な事業ですので、皆様の知見と経験を活かし、多角的な視点から忌憚のないご意見、ご提言をいただきますようお願い申し上げまして、私のご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

◎こども支援課担当課長 それでは次第の2としまして、皆様方には、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。恐れ入りますが、資料1の委員名簿の順に一言ずつご挨拶を頂戴できればと思います。

それでは、新井委員から順番にお願いいたします。

（自己紹介）

◎こども支援課担当課長 ありがとうございます。

なお、本日は全委員5名中5名のご出席をいただいております。資料2の鎌倉市児童福祉審議会条例第7条第2項に定められる定数を満たしております。

◎こども支援課担当課長 それでは次第3、審議会の委員長・副委員長の選出に移りたいと思います。

鎌倉市児童福祉審議会条例第6条第1項により、委員の互選ということになっております。委員の皆様方で、選出をお願いしたいと思いますが、どなたかご推薦はございますか。

◆小泉 委員 事務局にお考えはありますか。

◎こども支援課担当課長 令和2年度の話になりますが、前回開催した児童福祉審議会の場では、委員長を松原委員に、副委員長を保育会から推薦された富田委員をお願いしていた経緯があります。

委員長は松原委員に、副委員長は幼稚園協会で会長を務められていたこともございますので、新井委員をお願いしてはと思いますが、いかがでしょうか。

◆全委員 異議なし。

◎こども支援課担当課長 それでは、委員長を松原委員に、副委員長を新井委員にお引き受け頂ければと思います。松原委員は委員長席へお移りください。

それでは、ここからの進行は委員長をお願いしたいと思います。

◆松原 委員長 ご指名にあずかりましたので、当審議会の委員長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは改めまして、令和6年度第1回児童福祉審議会を開催させていただきます。

はじめに事務局から会議の運営等について、留意事項があればお願いします。

◎事務局 こども支援課の中橋と申します。よろしくお願いいたします。

本審議会は、資料3の鎌倉市児童福祉審議会条例施行規則に基づき運営されます。

まず、関係者の出席についてです。今回は、家庭的保育事業及び小規模保育事業の設置認可に係る事項についてご審議いただくに当たり、事業者にも同席いただきたいと考えております。つきましては、規則第2条の「必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。」という規定がございます。関係者である事業者の出席について、確認をお願いいたします。

◆松原 委員長 関係者である事業者の出席を認めてよろしいでしょうか。

(了承)

◎事務局 ありがとうございます。関係者につきましては、議題に応じて入退室させることといたします。

続きまして、会議の公開についてです。

本審議会の公開に関する取扱いは、資料4の鎌倉市児童福祉審議会会議公開取扱要領に

基づいており、要領の1で会議内容の公開が適当でないと審議会が判断した場合を除いて、公開することとなっています。また、会議録につきましても、原則公開ということになります。

なお、本会議の傍聴者についてですが、広報かまくらでの募集記事の掲載が、本会議の日程決定時点で間に合わない状況でしたので、市ホームページでのみ募集したところ、傍聴希望者はおりませんでした。

それでは会議の公開について、ご確認をお願いいたします。

◆松原 委員長 念のために確認ですが、今日固有名詞が出てきますがそれも公開対象ということでしょうか。

◎事務局 はい。

◆松原 委員長 わかりました。本日の会議は公開ということでよろしいでしょうか。

(了承)

◆松原 委員長 次に、事務局から配付資料の確認をお願いします。

◎事務局 まず、配付資料の確認の前に、一部資料の差替と追加がございますので、机に配付しております資料をご確認ください。

差替資料は、資料5 鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、追加資料は、資料8 家庭的保育事業「育ちあいの家おなり第二保育室」家庭的保育事業等認可申請書一式の、10-3その他（施設の現況写真）です。

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日は資料が1から9までございます。資料1から順に読み上げますので、ご確認ください。

資料1 鎌倉市児童福祉審議会委員名簿、

資料2 鎌倉市児童福祉審議会条例、

資料3 鎌倉市児童福祉審議会条例施行規則、

資料4 鎌倉市児童福祉審議会会議公開取扱要領、

資料5 鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、

資料6 小規模保育事業「アトリエし〜はうす保育園」家庭的保育事業等認可申請書一式、

資料7 小規模保育事業「アトリエし〜はうす保育園」基準適合調書一式、

資料8 家庭的保育事業「育ちあいの家おなり第二保育室」家庭的保育事業等認可申請書一式、

資料9 家庭的保育事業「育ちあいの家おなり第二保育室」基準適合調書、

皆様には事前に資料を送付させていただいておりますが、資料の過不足はありますでしょうか。

(過不足なし)

◎事務局 それでは議題に移る前に、保育課から本日の議題の趣旨について説明いたします。

◎保育課長 保育課長の福士です。よろしくお願いいたします。

現在、鎌倉市では小規模保育事業4件、家庭教育事業1件の計5件につきまして、令和7年4月当初の開所に向けて準備がなされているところですが、これらの家庭的保育事業等については、児童福祉法の規定に基づき、市町村が設置認可を行うこととなっています。また、同法では、市町村が認可を行う際は、児童福祉審議会の意見を聴取することが定められています。

本日はそのうち小規模保育事業1件、家庭的保育事業1件に関して、皆さまからのご意見を頂戴するものです。頂戴したご意見については、できる限り、開所に向けて実現を図っていきたいと考えていますので、先ほど部長の廣川からも申し上げましたが、本日は忌憚のないご意見を頂戴できればと思います。

◆松原 委員長 それでは、次第4の(1)「小規模保育事業「アトリエし〜はうす保育園」の設置認可について」、議題に移ります。

まずは、事業者に入室していただきます。

(事業者入室)

◆松原 委員長 それでは、事務局から説明をお願いいたします。

◎保育課 保育課の岡本です。よろしくお願いいたします。

小規模保育事業「アトリエし〜はうす保育園」の設置認可について、資料6を用いて説明いたします。インデックス番号1をご覧ください。

「1 施設の概要等」の「(1) 申請者」の欄から説明を始めます。

申請者は株式会社ヒースで、代表者は渡辺ともに氏です。代表者の経歴につきましては、インデックス番号「10-1」のとおりです。当該法人は、既に令和5年8月1日からいわゆる認可外保育園を1施設運営しており、本件はこちらを小規模保育事業として認可しようとするものです。事業開始は、令和7年4月1日を予定しています。

続きまして、「(2) 施設名称等」です。施設名称は「アトリエし〜はうす保育園」で、事業類型は小規模保育事業A型となります。定員構成は0歳児2人、1歳児4人、2歳児4人の定員10人、所在地は鎌倉市常盤64-5で、インデックス番号2「付近の見取図」のとおり湘南モノレールの湘南深沢駅から徒歩2分の距離にあります。施設長は、現在運営しているいわゆる認可外保育園の施設長と同様に、兵頭氏が就任される予定です。

次に、「(3) 土地及び建物の規模・構造」及び「(4) 設備」に移ります。本件は、個人が所有する一軒家を賃借し、その1階と2階の一部を使用して、小規模保育事業を行うものです。建物内部の様子につきましては、動画を再生いたしますので、まずはそちらをご覧ください。併せまして、インデックス番号3「建物の配置図・平面図」やインデックス番号10-3「外観及び内装写真等」もご覧ください。

(動画再生)

◎保育課 保育室として使用する面積は、平面図のとおり、1階と2階の一部、合わせて約29.97㎡を予定しており、鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第28条第2号及び第5号に定める、3.3㎡×0歳児と1歳児を合わせた6人、1.98

㎡×2歳児4人と、27.72㎡必要となるのに対し、29.97㎡を確保していることから、基準を満たしています。なお、2階の東側部分9.72㎡分については、小規模保育事業とは別に一時預かり事業を実施する予定であることから、本件の認可対象面積からは除外しています。そのほか、調理設備として4.97㎡、医務室として2.91㎡、沐浴室として3.31㎡を確保しています。屋外遊技場につきましては、1階保育室横に設けています。なお、保育室等を2階に設けるので、鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第28条第7号に定める、建物が準耐火建築物であることを、建築確認申請書にて確認しています。また、同じく第28条第7号に定める避難用設備についても、屋外階段が設けられていることを確認しています。

続きまして、「2 運営方針等」です。開所時間は、保育標準時間の場合、平日は7時から18時の11時間開所、土曜日は8時から17時までの9時間開所です。保育短時間の場合、平日・土曜日いずれも9時から17時までの8時間開所です。

延長保育時間は、保育標準時間の場合、平日は18時から19時まで、土曜日は17時から18時までと設定されています。保育短時間の場合は、平日・土曜日いずれも8時から9時までと17時から18時までに設定されています。別途実施する一時預かり事業は、5ヶ月から小学校入学前まで実施する予定です。そのほか、休日保育事業、夜間保育事業等は実施しない予定です。保育料以外の費用徴収につきましては、遠足等の乗り物代や、入園料等を徴収する予定です。

「(5) 給食・調理等」につきましては、提供方法は、施設内調理とする予定です。

「(6) 連携保育施設」につきましては、次のページにございます「連携保育施設表」のとおり寺分保育園とし、卒園児全員分の受入枠を確保する予定です。寺分保育園との協定書につきましては、インデックス番号4-5をご覧ください。

続きまして、職員の配置についてですが、インデックス番号「9-1」職員名簿をご覧ください。園長の兵頭氏のほか、保育士が6人、子育て支援員研修を修了した保育補助者が1人、調理員が3人、事務員が2人となっています。鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2号に定める保育士の数では、アトリエし〜はうす保育園の10人定員の場合、最低基準は保育士の数は3人となるため、基準を満たしております。

最後に、インデックス番号10-2の内容について、説明いたします。こちらには、株式会社ヒース様の過去3年間の決算報告書がございます。直近の2年間は赤字となっておりますが、その原因は、コロナウイルスの感染予防のため、介護保険及び障害福祉サービスの訪問事業を大幅に減らしたこと、また、最も大きな要因としては、認可外保育園の開設・運営によって赤字が生じたものでしたが、令和7年度以降は訪問事業を増加させることや、認可外保育園から小規模保育事業への制度移行によって、収支の改善が図れる見込みであり、令和7年度の決算では黒字化する見通しであることを伺っております。

その他の資料につきましては、事前にご一読いただけたかと思しますので、説明は割愛させていただきます。以上で説明を終わります。

◆松原 委員長 事務局からの説明に対して、ご意見やご質問はございますか。事業者にも直接でも大丈夫です。

この場所は、元々別の事業者がいましたよね。

◎保育課 おっしゃるとおりで、以前はまんまるという事業者がおり、認可外から小規模になり、小規模から認可保育園になるときにこの場所を出ました。元々、小規模保育をや

っていた建物となります。

◆松原 委員長 バス通りに面している建物ですが、まんまる時代に危険な事例はなかったですか。

◎保育課 これまでは建物から道路に飛び出すなどの事例は聞いていません。そのあたりは、事業者も十分注意して運営されていると認識しています。

◆小泉 委員 資料の9-1で保育士資格など記載がありますが、保育経験がわかる数字はありますか。また、こちらには年齢・性別が書かれてないですが、なにか事情があって書かれていないのでしょうか。性別・年齢、保育経験などがもし開示できれば、教えてほしいです。

△事業者 後ほどの資料添付でもよろしいですか。大体は答えられますが、正確ではないです。

◆松原 委員長 大体で結構です。

△事業者 承知しました。私自身は保育士、社会福祉士ですが、児童福祉に関わる経験としては5年程度です。それ以外の障害福祉サービスを40年近く行っています。資料の順で、保育士として次の田上が7年、大川が6年、矢野が4年、宮本が1年、石川が6年、雨宮が5年、保育補助者として佐藤が1年です。

◆小泉 委員 年齢層はわかりますか。

△事業者 大体ですが、田上が30、大川が25、矢野が40、宮本が40、石川が30、雨宮が40、佐藤が40です。

◆小泉 委員 ありがとうございます。

◎保育課長 ご紹介遅れましたが、今ご説明したのが施設長の兵頭です。今の年齢のところは資料9-2で保育士証がついておりまして、生年月日の記載があります。ご説明した年齢層と一致しておりますので、ご確認ください。

◆松原 委員長 今の経験年数は、皆さん保育施設での経験年数ですか。

△事業者 そのとおりです。

◆杉野 委員 先ほどの映像を見ていたら医務室が小さく、体調崩した方とかを横にして置く場所とかは必要ないのでしょうか。また、かかりつけ医とかはどこかと提携していますか。

△事業者 1階が休憩と食事の部屋で、体調が悪い場合は1階で休むことにしています。2階が遊ぶ場所になります。嘱託医もおります。

◆杉野 委員 嘱託医は、この資料には書いていますか。

◎保育課 資料には記載がないですが、事務局の方で歯科医と小児科医の就任承諾書を確認しています。小児科についてはみやけこども医院、歯医者については西村歯科クリニックというところに園の方からお願いしています。

◆杉野 委員 すみません。特に、今ここに話し合う内容ではないですが、資料の中に例えばXのところがTwitterであったりとか、4条が2つあって5条も2つあるとかいうところがあるので、それは後で事務局にお伝えします。

◎事務局 失礼いたしました。よろしくお願いします。

◆藤本 委員 立地的に旧国鉄大船工場跡地に建設したところ、先ほど道路に面していて、子どもは危険ではないかというお話もありましたが、今後この付近の環境が大きく変化するということがありますので、そのあたりはどうお考えですか。

◎保育課 交通量が増えるのでは、というような趣旨でしょうか。

◆藤本 委員 はい。

◎保育課 確かに、こちらは再開発の対象になっております。ご質問の回答になっているかはわかりませんが、道路の導線を踏まえた再開発指導をするように議会からも要請があり、あの狭い道路で現状も渋滞がありますが、著しく交通量が増えるようなことはあまりないのではないかと考えております。とはいえ、そのこととは別に安全対策は抜かりなく行っていただくものと考えております。

◆小泉 委員 苦情処理のところ、4－4の内容についてです。小規模であっても定員の中でやはり1人1人の子どもの状況に格差が出る、個人差が非常に出ます。おそらく保護者から苦情というか、様々な相談、要望というのが出てくると思いますが、それらの具体的な対応として窓口が明確に保護者に示されているのか、苦情、要望の言いやすい環境を具体的にどんなイメージで作られているのかお聞かせください。

△事業者 送り迎えのときに、保護者と保育士が家の様子、園の様子を情報共有し、その中で気になることがあればこちらからも聞くなど、できるだけフラットにお話ができるような環境を心がけています。保護者にとってなるべく敷居が高くないように、話しやすい雰囲気を園、保育士一同心がけています。その他、第三者委員等に何かあれば言えるようにしています。あと、運営会社がありますが、気になることがあれば、本部の方に連絡が取れるようにしています。なるべく思っていることが言いやすいように、また、言いにくいことも言えるように、保育園の中だけで留まるのではなく、第3者に話ができるように現状は考えておりますが、システムとしてもそのようにしたいと考えています。

◆小泉 委員 とても大事なことだと思うので、もちろんそういった基本も必要ですが、かつ、その方法論が明確でないと、1人1人の思いが本当に伝わりやすい環境というのは

複雑になるので、例えばそれが利用者にとって見えやすいものでないとだめだと思います。先生がおっしゃるようにムード作りはとても大事で、話しやすいことに尽きると思いますが、子育て経験のないお母さんお父さんたちは、きちんと思いを伝える方法が相当明確になってないと、やっぱり言いづらいと思います。

何を言おうとしているかという、ネット、いわゆるオンラインの相談窓口があると保護者の方が相談しやすいけれど、対面は話しづらいという状況があり得ると思いますし、保育士さんたちも忙しくてなかなか対応できないということがあります。こういった時代では相談ルートを可視化する必要があると思いますので、ICTなどを活用できる方がいらっしゃるのかが気になります。保護者の方はICTを活用してなんでも情報を入手しますので、この園はオンラインで全く情報が得られないとなると、やはり不信感を抱く可能性もございますので、小さい園であってもそのあたりは学んで取り入れていただければと思います。

◆新井 委員 2点ありまして、1つは連携保育施設との協定書の中に「保育内容や職員の研修、運営に係る事項等について、相談に応ずるとともに、必要な助言を行う。」とあり、これはとても大事なことだと思います。特に、職員の研修については、他園のことを知るというのは、自園を知るためにも大事なことです。現時点で構いませんので、研修の具体的な内容があれば教えてください。

△事業者 連携の内容として、こちらにはない支援を寺分さんはお持ちです。例えば、行事ですとか、野菜を作っているのその収穫祭に来てくださいますとも言ってくださっています。2歳から3歳へスムーズに移行ができるように、寺分さんの活動内容を含めて教えていただこうと思っています。なるべく同じ方針で、子どもを大切にしながら、関わり方を丁寧に、実際に保育の内容を共有させていただく形です。非常に敷居の低い連携として、まずは日頃からの連携を大切にしていきたいです。

◆新井 委員 交流というのは、その園に行くかもしれない子どもにとっては、スムーズにいくいい活動だと思います。それに併せて、今、不適切な保育とか課題があります。そういう面でも、職員同士の交流、他園の先生たちと交わりながら保育について語り合うなど、広く考えられるような環境をつくるのが子どもにとってもいいと思いますので、よろしくお願いします。

2点目ですが、避難訓練計画についてです。今、大地震が続いていて、いつあるかわからないような状況です。地震の避難訓練では、広域避難場所として具体的にどこに避難するのでしょうか。距離はどれくらいですか。

△事業者 300mくらいだと思います。

◆新井 委員 0から2歳の子どもを職員で連れていくと思いますが、全員抱っこで連れていくわけにはいかないですね。急な階段を下りて、交通量の多いところを通ると思います。抱っこや連れて歩く、何かに乗せていくなど具体的な避難の計画はありますか。

△事業者 避難車があるのでそれを活用しながら、職員も10人いますので、最悪の場合は抱えていくことになるかと思っています。

◆新井 委員 何が起こるかわかりませんから、日頃から避難方法に慣れておく積み重ねが大事だと思います。

◆松原 委員長 他いかがですか。

◆杉野 委員 資料の5－9で、事件が発生したとき、大声で近隣住民に助けを求めるという記載がありますが、モノレールが走っていたら声を出したとしても気づいてもらえないでしょうし、他に対策はありますか。

△事業者 立地が商店街になっていて様々な事業者がおり、日常的に関わりがありますので、そういったところも含めて声を出していけば救われるような状況ではあると思いますが、悪意をもって来られた場合にどういった対応が取れるかということはあると思いますが、隣に避難をするだとか、そういった連携は取れると思います。

◆杉野 委員 防犯ブザーをつけるというような決まりとかは、特になのでしょうか。

◎保育課長 設備上防犯ブザーを付けなければならないとか、そういったことまでは求められてはいません。

◆松原 委員長 他にございますか。

よろしければ、質疑を打ち切ります。事業者の方はご退室ください。

(事業者退室)

◆松原 委員長 事業者が退室したところで、改めて質疑を行います。

この会議では、認可の決定までやりますか。

◎保育課長 ご意見をいただくものですので、認可・不認可を決めるものではありません。いただいた意見を踏まえて、市の判断で認可・不認可を行う流れとなります。

◆松原 委員長 認可外施設をやられていた際に、何か市の方で把握されていることはありますか。

◎保育課長 認可外のときから活動していること、保育園を落選された方がここに通っているということは、我々も把握しています。運営についての評判は、良い悪いどちらも聞いていないところです。保護者の方からは、認可外に預けられて助かったというようなお声はいただいております。2次募集から「アトリエし～はうす保育園」の枠を公開して、利用者の方に応募いただく予定ですが、認可化するのであれば、1次募集で別の保育園に受かったけれども、2次でこちらの枠が空くのであれば、引き続き通いたいというような意見もありますので、元々通われていた方には居心地の良い園だったのではないかと思います。

◆藤本 委員 この地域は、待機児童は多いのでしょうか。

◎保育課長 我々が特に多いと認識しているのは、大船地域、玉縄地域、深沢地域の3地域です。

◆松原 委員長 連携保育施設との連携はスムーズにいけそうですか。

◎保育課長 寺分保育園とは連絡を取らせていただいております、面談をする中でも連携はスムーズにいけそうだと伺っております。

◆松原 委員長 他にございますか。

それでは、特に大きな反対意見もなかったと思いますので、これで質疑を打ち切ります。

◎保育課長 本件、特に安全面についてご意見をいただいたと認識しております。幹線道路沿いに作る保育園として、どのように安全が確保できるのかということについてはしっかり判断した上で、認可に向けて進めて行きたいと思っております。また、杉野委員からご指摘いただいた書類の不備についても、しっかりと精査をした上で進めてまいります。

◆松原 委員長 それでは、次第4の(2)「家庭的保育事業「育ちあいの家おなり第二保育室」の設置認可について」に移ります。

まずは、事業者に入室していただきます。

(事業者入室)

◆松原 委員長 それでは、事務局から説明をお願いいたします。

◎保育課 保育課の江川です。よろしくお願いいたします。

はじめに、事業者から自己紹介をいたします。

(事業者：育ちあいの家おなり第二保育室 西野氏 自己紹介)

◎保育課 それでは、家庭的保育事業「育ちあいの家おなり第二保育室」の設置認可について、資料8を用いて説明いたします。インデックス番号1をご覧ください。「1 施設の概要等」の「(1) 申請者」の欄から説明を始めます。

申請者は特定非営利活動法人鎌倉育ちあいの家で、代表者は西野奈津子氏です。代表者の経歴につきましては、インデックス番号「9-1」のとおりですが、当該法人は、既に令和元年10月1日から市内で家庭的保育事業を1施設運営しており、本件で2施設目となります。本件の事業開始は、令和7年4月1日を予定しています。

次に、「(2) 施設名称等」に移りまして、施設名称は「育ちあいの家おなり 第2保育室」で、事業類型は家庭的保育事業となります。定員構成は0歳児から2歳児を合わせて5名、所在地は鎌倉市御成町6-12で、インデックス番号2の「付近見取り図」のとおり鎌倉駅から徒歩6分の距離で、既に運営をしている第1保育室からは徒歩1分の距離となっています。施設長は、令和元年の第1保育室の運営開始当初から施設長を務めている木村氏が就く予定です。

次に、「(3) 土地及び建物の規模・構造」及び「(4) 設備」に移りまして、本件は個人が所有する一軒家を賃借し、その1階部分を使用して家庭保育事業を行うものです。建物

内部につきましては、これより動画を再生いたしますので、まずはそちらをご覧ください。
併せまして、インデックス番号3の「建物の配置図・平面図」や本日追加で配付させていただきました写真もご覧ください。

(動画再生)

◎保育課 保育室として使用する面積は、平面図のとおり3部屋合わせて計約28.9㎡を予定しており、鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第22条第2号に定める、児童1人当たりに必要な面積 $3.3\text{㎡} \times 5\text{人} = 16.5\text{㎡}$ を満たしています。そのほか、調理設備として約1.6㎡、医務室兼事務室として12.6㎡などを予定しています。屋外遊技場につきましては、第1保育室と同じく近隣の若宮公園をとっています。

次に、「2 運営方針等」に移りまして、開所時間は平日の9時から17時の8時間で、土曜日の開所はなく、保育標準時間又は短時間の区別ありません。そのほか、休日保育、延長保育、夜間保育、一時預かり事業、病児・病後児保育事業は実施しません。保育料以外の費用徴収につきましては、午睡用の布団レンタル料及び洗濯代として、1月当たり1,000円を徴収する予定です。

「(5) 給食・調理等」につきましては、徒歩1分の距離にある第1保育室からの搬入とする予定です。なお、搬入に当たっては、所管の鎌倉保健福祉事務所に事前に相談の上、必要な助言を受けていることを確認しています。

「(6) 連携保育施設」につきましては、次のページの「連携保育施設表」のとおり、鎌倉市立由比ガ浜保育園とし、卒園児童全員分の受入枠を確保する予定で、協定書につきましては、今後本市と連携内容について詳細な協議を行った上で、令和6年度内に締結する予定です。

最後に、職員の配置についてですが、インデックス番号「8-1」をご覧ください。家庭的保育事業は家庭的保育者1名及び家庭的保育補助者1名をそれぞれ配置することで、上限である5名の定員設定とすることが可能となります。また、それぞれの要件は、家庭的保育者については必要な研修を受けた保育士であること、家庭的保育補助者については必要な研修を受けた者であることとされています。職員名簿のとおり、No.1及びNo.2の2名は家庭的保育者及び家庭的保育補助者の双方の要件を満たし、No.5の1名は家庭的保育補助者の要件を満たしており、職員の配置基準を満たしています。また、残る2名につきましても、今後必要な研修を受講し、家庭的保育補助者となる要件を満たす予定です。

その他の資料につきましては、事前にご一読いただけたかと思いますので、説明は割愛させていただきます。以上で説明を終わります。

◆松原 委員長 事務局からの説明に対して、ご意見やご質問はございますか。

◆杉野 委員 2つ質問をさせていただきます。

1つは、場所がすごい住宅街だと思いますが、近隣からの声は大丈夫ですか。

△事業者 第1保育室をやっていく上では、開始前に近隣の方にご挨拶を行い、皆さん快く受け入れていただいております。特段問題も起きておりません。第2保育室の開始にあたっては、近隣の方にご挨拶をさせていただき、こちらも快く受け入れていただいている状況です。

◆杉野 委員 外で遊ぶような、園庭のようなものはないのでしょうか。

△事業者 基本的に、保育室周辺の外で遊ぶことは想定していません。外で遊ぶ際は、時計台広場や若宮大路方面、海浜公園などに行って遊びます。

◆杉野 委員 もう1つは、資料5の条例第7条と資料6を見比べたとき、条例第7条第2項では避難及び消火に対する訓練を月1回しなければならないとあり、資料6ではそれが読み取れないのですが、これはよろしいのでしょうか。

◎保育課 地震か火災どちらかの訓練を少なくとも月1回実施することを資料6で確認していますが、資料の記載の仕方が分かりづらいので、記載方法を改めさせていただきます。

◆松原 委員長 家庭的保育室を、あえて近隣にもう1つ作ろうと思った経緯はありますか。

△事業者 実際に通っている保護者の方からもっと増やしてほしいというような声もあったのですが、おもちゃの広場という地域支援活動を月に1回、由比ガ浜の公会堂を借りて実施してきました。そこで子育てを楽しみながら社会貢献をしたいというお母様方の声を聞きまして、大きい保育園より0～2歳までの子どもを小さい家庭的なところへ預けたいという実際の声を伺ったため、ではどこかできないかここ2年ぐらい考えていたところ、たまたま今回物件があったので、周りの声に押されて実施しようということになりました。実際に通いたかったという方からも、5人という人数に安心感があると伺っていたこともあり、もっと増やしていけたらいいと考えていましたので、第2保育室を作ることにしました。

◆小泉 委員 今の話を伺っていると、保育士自身の子どもをこの保育室に入れる方がいらっしゃるのでしょうか。

△事業者 自身の子どもを保育室に入れる保育士はいません。

◆小泉 委員 おもちゃ広場に参加していた親御さんが、活動に感銘を受けて自分も社会貢献したいと思って第2保育室を開設するというのは非常に素晴らしいと思いますが、ここで保育士資格を持つ皆様は、実際に集団保育の経験はあるのでしょうか。

△事業者 私は家庭的保育室のみの経験ですが、木村は10人くらいの保育室で働いていた経験と学童保育で働いていた経験もあります。加藤は横浜市の大きい保育園の非常勤で働いていた経験があり、前本も保育園で3年働いた経験があります。

◆小泉 委員 大体でいいので、保育士の年齢と保育の経験年数を教えてください。

△事業者 私は今56歳になります。保育経験ですと第1保育室を6年、それまでは発達障害と言われるお子さんの支援をずっと行ってきました。木村は36歳です。大学を卒業してからずっと保育士もしくはアフタースクール、放課後の支援をしています。加藤は45歳で、保育経験は非常勤をやっていた経験で5年ぐらいです。前本は29歳で、保育士経験は

3年です。

◆小泉 委員 ありがとうございます。

◆松原 委員長 他にございますか。

◆新井 委員 2点あります。

資料のインデックス5－4に「保育士及び施設の自己評価表」がありますが、これはどれくらいの頻度で行いますか。

△事業者 約半年に1回です。

◆新井 委員 チェック後はどう活用していくのでしょうか。

△事業者 私と個人面談をすることになります。また、私自身が心理学の講座を行っていますので、保育士に限らずスタッフ全員が私の主催している心理学 12 講座を全て受講しており、コミュニケーションスキルを身に付けてもらっています。この講座を毎年最低2講座以上再受講してもらい、保育士、保育園に限らず保護者とのコミュニケーションを大事にすることを意識しています。

◆新井 委員 施設の評価もありますが、安全点検というのは行っていますか。

△事業者 子どもが手を挟んでしまいそうな危険な箇所は引き戸をゆっくり閉まるようなもので対応したりなどしていますが、現在内装の工事中ですので、終わりましたら開所する前に危険になりそうなところをチェックしていきます。

◆新井 委員 開所後も安全点検も定期的に行いますか。

△事業者 はい。室長を中心にチェックを行いながら、他の保育士が気づいたところも室長に報告し、対応していきます。

◆新井 委員 始まってからが大事だと思いますので、よろしくお願いします。

もう1つ、避難訓練計画の最後の回で、地震と津波の3月12日の訓練の中に御成中学校の方向へ避難と書いてありますが、これはどういう意味でしょうか。

△事業者 第1保育室の立ち入り審査の際に、鎌倉市からのアドバイスで基本的に避難場所は源氏山としていますが、そこに間に合わないときは御成中学校にあがるよう言われました。普段は学校には入れませんので、その近くまで行くものになります。保護者の方々には基本的に避難場所を源氏山と伝えています。先日の立ち入りの審査でのアドバイスで、由比ガ浜海浜公園にいるときに津波警報があったときは、滑川付近であれば消防署の屋上に、反対側であれば由比ガ浜保育園の屋上に上がってくださいと言われていました。職員の中では、どこにいるときにどこに避難するというようなことは共有しており、保育室にいるときは御成中学校へとなっていますので、このように計画しています。

◆新井 委員 わかりました。御成中学校とコンタクトを取って、実際に上がってみるというのをやれるといいですね。

△事業者 源氏山までの避難経路などは、月 1 回程度散歩のときに歩いたりもしております。

◆新井 委員 大事なことだと思いますので、続けてください。

◆藤本 委員 当園は材木座にある富士愛育園ですが、鎌倉市の想定では最大 12m の津波がくると言われており、それを想定した訓練をしています。そちらは海から離れているとは思いますが、津波に対してはどの程度の規模、高さや範囲を想定して訓練をしていますか。

△事業者 10m 以上を想定していました。

◆藤本 委員 実際の大地震の際は、路面や近隣の建物の状況次第で、普段の散歩などでは 5 分で移動できるところを普段通りに行けないことが十分考えられます。私どもの園では、そういった状況では 3 倍以上の時間がかかると想定しています。ですから、ぜひ避難車で逃げるのではなくて、通常とは全く異なる状況の中で、短時間でどこにどうやって逃げられるのかを想定して訓練していただければと思います。

△事業者 避難の際は 1 歳までの子どもはおんぶで連れていく、2 歳以上の子どもは手をつないで慌てないように連れていくことを想定しています。

◆藤本 委員 源氏山ではなくて、まず近隣でどこに一時避難ができるかを考えてほしいです。

△事業者 風致地区に当たっているのですが、3 階以上の建物が少ないのですが、御成通りにあるカヤックさんの建物が 3 階だったかと思いますので、ちょっと相談してみます。

◎保育課長 津波について考え方を補足させていただきますと、育ちあい家おなりさんがあるエリアとしては、約 0.5m から 3 m の浸水が予想されています。御成中学校方面に向かいますと、中学校まで登らなくても中学校に上がる坂道の入口あたりで津波の浸水区域からは外れますので、一時的にはそこまで避難できれば津波の被害はないのではないかと考えております。ただ、上まで登っていただいた方が確実だと思いますので、そのあたりも含めながら避難については考えていきたいと思っています。

◆松原 委員長 他よろしいでしょうか。では、事業者の方は退室をお願いします。

(事業者退室)

◆松原 委員長 事業者が退出されましたが、何か追加で事務局に対するご意見、ご質問はありますか。

同じ質問ですが、育ちあいの家おなりについて、市で何か把握されていることはありま

すか。

◎保育課 たまたま通われている保護者の方と話す機会がありましたが、良い評判が多かったと認識しています。

◆松原 委員長 事業者の方も熱意が感じられましたね。

◎保育課長 家庭的保育ということで、開所時間が9時から17時までと非常に短いです。が、直近の状況を調べたところ10人くらいの方が入所希望で待機されている状況でしたので、非常に人気のある園かと思います。

◆松原 委員長 その他ありますか。

(意見等なし)

◆松原 委員長 それではこちらも反対意見もなかったと思いますので、これで質疑を打ち切ります。

その他として、何かございますか。ないようであれば、事務局お願いします。

◎事務局 それでは、次回のスケジュールの確認をさせていただきます。

既に、この第1回とともに開催通知を送付させていただいておりますが、今年度の児童福祉審議会については、あと1回開催いたします。

第2回は3月3日(月)14時から福祉センター第3会議室で開催し、小規模保育事業3施設の設置認可についてご意見等をお伺いする予定です。

会議資料については、今回と同様に事前に送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◆松原 委員長 その他、委員の方から何かありますか。

◆杉野 委員 揃ったところからでいいので、資料をもう少し早くいただきたいです。

◎事務局 承知しました。

◆松原 委員長 資料の件で、今日のものは固有名詞が多くあるので、事務局の方で回収していただけますか。

◆杉野 委員 議事録は出ますか。出るのであれば、資料を見ながら確認できればと思います。

◎保育課長 承知しました。基本的には資料はすべて回収させていただき、持ち帰りを希望される方は、個人情報の部分だけ資料を抜かせていただけます。

◆松原 委員長 よろしいでしょうか。

では、以上をもちまして本日予定しております全ての議事が終了致しました。それでは

事務局お願いします。

◎こども支援課担当課長 本日は、長時間にわたり、ご協議、貴重なご意見を賜り、ありがとうございました。

これをもちまして、令和6年度第1回鎌倉市児童福祉審議会を閉会とさせていただきます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございました。